

生駒市条例第10号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の7.4」に改める。

第4条中「27,600円」を「26,600円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における被保険者均等割額は、未就学児1人について13,300円とする。

第5条第1号中「29,000円」を「24,500円」に改め、同条第2号中「14,500円」を「12,250円」に改め、同条第3号中「21,750円」を「18,375円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の3.0」に改める。

第7条中「9,200円」を「10,200円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、世帯内に未就学児がある場合における被保険者均等割額は、未就学児1人について5,100円とする。

第8条第1号中「8,000円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,150円」に改める。

第9条中「100分の2.5」を「100分の3.0」に改める。

第10条中「16,000円」を「17,800円」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「19,320円」を「18,620円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について9,310円）」に改め、同号イ（ア）中「20,300円」を「17,150円」に改め、同号イ（イ）中「10,150円」を「8,575円」に改め、同号イ（ウ）中「15,225円」を「12,863円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,140円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について3,570円）」に改め、同号エ（ア）中「5,600円」を「5,740円」に改め、同号エ（イ）中「2,800円」を「2,870円」に改め、同号エ（ウ）中「4,200円」を「4,305円」に改め、同号オ中「11,200円」を「12,460円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「13,800円」を「13,300円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について6,650円）」に改め、同号イ（ア）中「14,500円」を「12,250円」に改め、同号イ（イ）中「7,250円」を「6,125円」に改め、同号イ（ウ）中「10,875円」を「9,188円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「5,100円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について2,550円）」に改め、同号エ（ア）中「4,000円」を「4,100円」に改め、同号エ（イ）中「2,000円」を「2,050円」に改め、同号エ（ウ）中「3,000円」を「3,075円」に改め、同号オ中「8,000円」を「8,900円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「5,520円」を「5,320円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について2,660円）」に改め、同号イ（ア）中「5,800円」を「4,900円」に改め、同号イ（イ）

中「2,900円」を「2,450円」に改め、同号イ（ウ）中「4,350円」を「3,675円」に改め、同号ウ中「1,840円」を「2,040円（世帯内に未就学児がある場合には、未就学児1人について1,020円）」に改め、同号エ（ア）中「1,600円」を「1,640円」に改め、同号エ（イ）中「800円」を「820円」に改め、同号エ（ウ）中「1,200円」を「1,230円」に改め、同号オ中「3,200円」を「3,560円」に改める。

附則第3項中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。